

R8G相武国道事務所管内新聞等広報業務[企画競争入札方式]  
 企画提案を特定するための評価基準

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト	
		判断基準		
配置予定技術者(主たる担当者)の経験及び能力	業務経験	配置予定技術者(主たる担当者)の過去10年間の同種又は類似業務の実績	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績がない場合は特定しない。	①20 ②10 ③特定しない
	専任性	手持ち業務量	配置予定技術者(主たる担当者)の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が5億円以上又は10件以上の場合は特定しない。	数値化しない
当該業務の実施体制(業務実施体制)	業務実施体制の妥当性		下記に該当する場合は特定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合	数値化しない
業務の実施方針及び手法(実施方針・実施フロー・工程計画・その他)	業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	8
	実施手順		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	8
	工程表		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	8
	その他		有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	8
			なお、業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は特定しない。	数値化しない
特定テーマに対する提案	特定テーマ	的確性	・業務内容等で示した与条件との整合が取れている場合に優位に評価する。 ・必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が記述されている場合に優位に評価する。 ・業務の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	16

	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。</li> <li>・提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。</li> <li>・利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。</li> <li>・提案内容によって想定されるコストが適切な場合に優位に評価する。</li> <li>・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。</li> </ul>	16
	独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの知見に基づく前例のない提案がある場合に優位に評価する。</li> <li>・周辺分野、異分野技術を援用した高度の技術手法の提案がある場合に優位に評価する。</li> <li>・複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。</li> <li>・先進的技術の提案がある場合に優位に評価する。</li> </ul>	16
参考見積	業務コストの妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか。又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。	数値化しない
W・L・B等の推進に関する指標についての適合状況	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法)に基づく認定等の状況	<p>複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。</p> <p>(1) 女性活躍推進法第9条及び第12条の認定を受けた企業(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① プラチナえるぼし</li> <li>② 3段階目(※1)</li> <li>③ 2段階目(※1)</li> <li>④ 1段階目(※1)</li> </ul> <p>※1 認定基準のうち、「労働時間等の働き方」の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 行動計画</li> </ul> <p>(3) 次世代育成支援対策推進法第13条及び第15条の2の認定を受けた企業(プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ プラチナくるみん</li> <li>⑦ くるみん(令和7年4月1日以後の基準)</li> <li>⑧ くるみん</li> </ul> <p>(平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ トライくるみん(令和4年4月1日以後の基準)</li> <li>⑩ くるみん</li> </ul> <p>(平成29年3月31日までの基準)</p> <p>(4) 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑪ 行動計画</li> </ul> <p>(5) 若者雇用促進法第15条の認定を受けた企業(ユースエール認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑫ ユースエール認定</li> </ul>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①5</li> <li>②4</li> <li>③3</li> <li>④2</li> </ul> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤1</li> </ul> <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥5</li> <li>⑦4</li> <li>⑧3</li> <li>⑨3</li> <li>⑩2</li> </ul> <p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑪1</li> </ul> <p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑫4</li> </ul>

## 企画競争方式における特定結果書

- 1 業 務 名 R8G相武国道事務所管内新聞等広報業務
- 2 所属事務所 相武国道事務所
- 3 方 式 企画競争方式(役務の提供)
- 4 企画提案書の提出要請日 令和8年3月16日
- 5 公 示 日 令和8年3月2日
- 6 特定通知日 令和8年4月15日

企画提案書提出者	特定の有無	特 定 さ れ な か っ た 理 由
(株)毎日広告社	○	
(株)読売エージェンシー	×	企画提案書を特定するための基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「業務実施方針及び手法」における「工程表」、「特定テーマに対する提案」における「独創性」において他社が優位であると判断したため。
(株)マルト	×	企画提案書を特定するための基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「業務実施方針及び手法」における「業務理解度」「工程表」「その他」において他社が優位であると判断したため。

